

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年6月6日（平成28年（行個）諮問第92号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行個）答申第102号）

事件名：本人が特定日に行政相談をした事案についての相談対応票の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

相談対応票（特定受付番号）に記録された審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき，その一部を不訂正とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し，平成28年2月3日付け北海相第8号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った一部訂正決定（以下「原処分」という。）について，審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由（別紙）のとおり。

（2）意見書

※ 札幌法務局が指導していない根拠

ア 総務省苦情110番メール，法務省本省宛て電子メールで「接客についての研修の義務化」を制度改善要望した。「態度を改めるよう指導すること。」を要望していない。資料1（略）

イ 札幌法務局の外出簿では，特定日A出発時間特定時間A帰庁時間特定時間Bに特定公証人会で公証事務打合せを行っているが，指導を記載した復命書が存在しない。

ウ 札幌法務局から法務大臣への報告書（注意，訓令，諭告），特定公証人会から札幌法務局への報告書（指導）がない。懲戒処分もしていない。

エ 特定公証人会が公証人の態度について改善するよう「指導」をする。

(公証人Aの例)

特定日B 審査請求人は札幌法務局に態度を改めるよう指導を求めた。

特定日C 札幌法務局は特定公証人会に審査請求人の意見を伝えた。

特定日D 札幌法務局は審査請求人にその旨連絡した。

オ 総務省苦情110番メール，法務省本省宛て電子メールに記載のとおり，恐喝の犯人扱いするので，当方「あやまれ」 公証人B「あやまる必要はない」，追い返された。

公証人Bが，札幌法務局から態度を改めるよう指導を受け，認めたのであれば，審査請求人に謝罪するはずである。

カ 札幌法務局が公証人Bに指導しないので，

特定日E 審査請求人は，札幌法務局に公証人Bに指導していないことを北海道管区行政評価局に苦情を申出した。

特定日F 札幌法務局職員Aは北海道管区行政評価局職員Bに，突如，札幌法務局が公証人Bに指導したと主張し始めた。

特定日G 職員Bは審査請求人に，札幌法務局が公証人Bに指導したことを伝えた。

注1) 諭告・・・札幌法務局の意見を告げること

注2) 審査請求書に指導をしていない理由を書いたら，北海道管区行政評価局職員Cから「急に理由を書いてもだめだ。」と言われ削除した。前回，訂正請求書に理由を多く書いたところ，職員Cから「職員Dが否定したから」と直されたので，同様に「公証人Bが否定したから」と訂正請求書に記載したと答えると，そのことを意見書に記載するようにと職員Cから指導があった。

キ 訂正請求書の理由2で，「公証人Bが否定したから。」に対し，北海道管区行政評価局から「公証人Bが態度を改めるよう指導を受けたことを認めた。」という反論がない。

ク 公証人Bが指導を受けたことについて，証人がいないこと。

特定日特定時間A電話 特定公証役場職員E 「知りません」

特定日特定時間B電話 特定公証役場職員F 「知りません」

特定日特定時間C電話 特定公証役場職員G 「知りません」

特定日特定時間D訪問 札幌法務局「公証人B以外に知っている人はいない」

特定公証役場特定電話番号A，特定大学大学院特定研究科特定電話番号Bに確認してください。公証人Bが今後態度を改めるよう指導を受けたことを知っている人はいない。

申出文のとおり，北海道管区行政評価局が札幌法務局に，公証人Bの嘘1，2の指導状況を問合せしたので，「態度の悪さを改めるよう指導

した。」と審査請求人が要望していないことを指導実績として説明し、公証人Bの嘘1, 2は事実が確認できなかったと虚偽の説明をし、何もしていないという批判をかわそうとしたものである。

北海道管区行政評価局職員Cであれば、札幌法務局職員Aが説明し始めたら、「その場にいないので、そんなことはわからないよ」と話を遮り、根拠がないと言うはずである。ところが北海道管区行政評価局職員Bは、札幌法務局の回答が虚偽だと知りながら相談対応票に事実を反することを記載したものである。

- ※ 国への制度改善要望・総務省苦情110番メール（総務省が開示を拒否している）及び法務省本省宛て電子メールで「手数料を返金せよ」（公証人手数料令3条により公正証書遺言が有効に成立していれば手数料の変換はない）は、会話中の言葉の一部でありそのような制度改善要望はしていない。要望はタイトルの「公証人の接客マナー」である。提出したメール及び資料（総務省が開示を拒否している申出文書）を見れば、申出文の嘘2について、一貫して主張していることが分かる。

また、「自分の主張が通らないと主張を変えてきているように見受けられる」とあるが、特定月Aに日本公証人連合会に公証倫理委員会が新設され、「公証人の接客マナー」など審査請求人の要望が次々と実現されていることがわかる。

申出人と同公証人の面談の場に同席していたわけではないので、事実確認ができない、と記載があり、公証人Bの発言「この公正証書には貸金庫の記載がないので開けることはできない。」公正証書の不備を認めただので「お金返してください」はセットなので片方を事実確認ができない。片方は事実だ、というのはおかしい。

- ※ 申出人提出のメール1で「公証人Bから審査請求人に対して説明がされたところ」の公証人Bの説明の部分が嘘である。資料2（略）

申出人提出のメール1, 2, 3, 4を見れば、公証人Bが嘘をつき、札幌法務局がこれを隠蔽するため虚偽の回答を重ねていることが分かる。札幌法務局が主張する「一般論」は存在しない。

申出文、総務省苦情110番メール、申出人提出のメール1, 2, 3, 4は総務省が情報提供を拒否しています。審査請求しているので、開示するよう答申してください。これらの文書がないと、反論の意見書を提出できません。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の経緯

平成28年1月5日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について訂正請求があった。処分庁は、請求に係る保有個人情報に

ついて、誤記である「同年3月」を全て「同年2月」に訂正する部分を除き、事実と相違すると判断できる具体的根拠がないとして、同年2月3日付けで、当該保有個人情報を訂正しない旨の原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、平成28年3月16日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

2 訂正請求の対象となった保有個人情報の名称等

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、処分庁が、審査請求人から特定日H付けで受け付けた相談について、その処理状況を記載した相談対応票（特定受付番号A）である。

3 審査請求の理由

審査請求人は、処分庁は、保有個人情報を訂正請求書に記載したとおりに、訂正してほしいとしている。

審査請求人の主張は以下のとおりである。

- (1) 調査結果欄の「同公証人も指導について分かったと答えた。同公証人の説明では、金品を脅し取ろうとする人物と誤解したとのことであった。」については、公証人Bに確認したところ、そのような事実はないと否定したことから、削除すべきである。
- (2) 「公証人が嘘を言った」は、特定日I、特定日J、特定日K、特定日L、特定日Mと一貫して主張していることであるから、調査結果欄の「申出人の主張も「手数料を返金せよ」「公証人を65歳定年にせよ」「公証人が嘘を言った」などのように変遷してきており、自分の主張が通らないと主張を変えてきているように見受けられる。」を「申出人の主張も「公証人Bが嘘を言い、公証人手数料令3条が正しい」と一貫している。」に訂正すべきである。
- (3) 回答内容欄の公証人Bの説明内容について、弁護士等に確認したところ、間違っていると確認できたことから、「嘘の説明をしたという事実関係が確認できませんでした。」を「嘘の説明をしたという事実を確認しました。」に訂正すべきである。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

ア 上記3(1)については、北海道管区行政評価局（以下、第3において「北海道管区局」という。）の照会に対する札幌法務局の口頭回答を整理した部分であり、北海道管区局で事案処理を行った職員に確認した結果、相談対応票に記載のとおり札幌法務局からの回答であることを確認した。これが事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

イ 同(2)については、北海道管区局で事案処理を行った職員に確認した結果、相談対応票に記載のとおり調査結果であることを確認し

た。

すなわち、審査請求人が、i) 相談対応票「【審査結果】」欄の「2 申出人の主張」に記載のとおり、特定日Nに特定公証役場を訪問し、公正証書作成手数料の返還を公証人Bに求めたこと、ii) 特定日Oのインターネットによる行政相談受付において、公証人の定年を65歳に引き下げることを内容とする公証人制度に対する要望意見を申し出ていること（相談対応票：特定受付番号B）、iii) 本件相談を受理した特定日Hには、公証人の説明が嘘であった旨を申し出ていることを確認した。以上のように、審査請求人が時間の経過とともにその内容を変えて様々な主張を行ってきたことは事実である。これが事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

なお、特定日Iから特定日Lまでの審査請求人の主張は、北海道管区局ではなく、札幌法務局に対して行ったものであると思われ、北海道管区局ではその内容を承知していない。

ウ 同(3)については、北海道管区局の照会に対する札幌法務局の口頭回答を整理した部分であり、北海道管区局で事案処理を行った職員に確認した結果、相談対応票に記載のとおり札幌法務局からの回答であることを確認した。これが事実でないと判断できる具体的根拠は確認できない。

(2) 結論

以上のとおり、審査請求人の訂正請求に理由があるとは認められず、不訂正とした原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 平成28年6月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月29日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年8月4日 | 審議 |
| ⑤ 同年9月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した、審査請求人が特定日に北海道管区行政評価局に申出をした行政相談の事案に係る相談対応票（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報について、別紙に掲げる文言の訂正（削除を含む。以下同じ。）を求めるものである。

これに対し、処分庁は、本件訂正請求のうち、請求事項1については、

訂正請求に理由があるとして、訂正するとしたが、その余の請求事項については、訂正請求に理由がないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は別紙に掲げるとおりの訂正を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、不訂正とされた保有個人情報（以下「本件不訂正部分」という。）の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

そして、訂正請求の対象は、当該保有個人情報のうち、「事実」であって、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

イ 本件対象保有個人情報が記録された本件相談対応票は、審査請求人が北海道管区行政評価局において行った行政相談に係る相談対応票であり、そのうち本件不訂正部分は、本件相談対応票の「対応に関する情報」区分の①「調査結果」欄の一部（請求事項2及び請求事項3）及び②「回答内容」欄の一部（請求事項4）である。

ウ このうち、上記①の中の請求事項3に係る訂正部分については、当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、当該部分には、本件行政相談の申出に際して北海道管区行政評価局職員が審査請求人から説明等を受けた内容（「手数料を返還せよ」、「公証人を65歳定年にせよ」及び「公証人が嘘を言った」）を列挙した上で、これらについて、「などのように変遷してきており、自分の主張が通らないと主張を変えてきているように見受けられる。」との当該職員の「評価・判断」が記載されているものと認められる。

そうすると、上記の記載部分については、当該職員が、本件行政相談の調査の過程で、審査請求人の説明等をどのように受け止めたのか、あるいは、上記の「評価・判断」を行うに当たって根拠にした事情等についての自らの認識を記述したものとイえることから、請求事項3に係る訂正部分については全体として、当該職員の「判断・評価」であると解される。

したがって、請求事項3に係る訂正部分は、法27条1項に基づく

訂正請求の対象である「事実」には該当しないと認められる。

エ その余の訂正部分については、上記①（請求事項2に限る。）には本件相談事案の相談内容に関し北海道管区行政評価局職員が札幌法務局職員から聴取した説明の内容が、上記②には北海道管区行政評価局の照会に対する札幌法務局の回答を受けて北海道管区行政評価局が審査請求人に回答した内容が記載されていると認められることから、当該部分に記載された内容は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 訂正の要否について

訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

(1) 別紙の請求事項2について

ア 諮問庁の説明の要旨

北海道管区行政評価局の照会に対する札幌法務局の口頭回答を整理した部分であり、北海道管区行政評価局で事案処理を行った職員に確認した結果、本件相談対応票に記載のとおり札幌法務局からの回答であることを確認した。これが事実でないと判断できる具体的な根拠は確認できない。

イ 検討

(ア) 請求事項2は、「調査結果」欄の「同公証人も指導について分かったと答えた。同公証人の説明では、金品を脅し取ろうとする人物と誤解したとのことであった。」との記載の削除を求めるものである。

そして、当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、当該部分は、北海道管区行政評価局職員が札幌法務局特定職員から受けた説明の内容を記載した部分であると認められる。

(イ) 審査請求人は、請求事項2に関し、審査請求人が公証人Bに確認したところ、そのような事実はないと否定したとして、上記(ア)のとおり削除すべき旨主張するが、請求事項2に係る訂正部分に記載された内容が、実際に北海道管区行政評価局職員が札幌法務局特

定職員から受けた説明の内容とは異なると判断するに足りる内容等、上記の訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が提示されているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。
(ウ)したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(2) 別紙の請求事項4について

ア 諮問庁の説明の要旨

北海道管区行政評価局の照会に対する札幌法務局の口頭回答を整理した部分であり、北海道管区行政評価局で事案処理を行った職員に確認した結果、本件相談対応票に記載のとおり札幌法務局からの回答であることを確認した。これが事実でないとは判断できる具体的な根拠は確認できない。

イ 検討

(ア) 請求事項4は、本件相談対応票の「回答内容」欄の(公証人Bが)「嘘の説明をしたという事実関係が確認できませんでした。」との記載を「嘘の説明をしたという事実を確認しました。」に訂正することを求めるものである。

そして、当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、当該部分は、本件行政相談事案に関し、北海道管区行政評価局が審査請求人に対し回答した内容の一部であり、具体的には、北海道管区行政評価局の照会に対する札幌法務局の回答の内容が記載されていると認められる。

(イ) 審査請求人は、請求事項4に関し、公証人Bの説明内容について、弁護士等に確認したところ、それらが間違っていると確認できたため上記(ア)のとおり訂正すべき旨主張するが、請求事項4に係る訂正部分に記載された内容が、実際に北海道管区行政評価局が札幌法務局から回答を受けた内容とは異なるか、あるいは、北海道管区行政評価局職員が審査請求人に回答した内容とは異なると判断するに足りる内容等、上記の訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が提示されているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。

(ウ)したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その一部を法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして不訂正とした決定については、本件不訂正部分に記載された本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

請求事項1 「調査結果」欄の「処理経過」部分

ア 趣旨

「特定月B」を全て「特定月C」に訂正せよ。

イ 理由

特定月Bではなく特定月Cだから。

請求事項2 「調査結果」欄の「審査結果」部分

ア 趣旨

「同公証人も指導について分かったと答えた。同公証人の説明では、金を脅し取ろうとする人物と誤解したとのことであった。」を削除せよ。

イ 理由

特定月D末に審査請求人が公証人Bに確認したところ、そのような事実はないと否定したから。

請求事項3 「調査結果」欄の「審査結果」部分

ア 趣旨

「申出人の主張も「手数料を返還せよ」「公証人を65歳定年にせよ」「公証人が嘘を言った」などの様に変遷してきており、自分の主張が通らないと主張を変えてきているように見受けられる。」を「申出人の主張も「公証人Bが嘘を言い、公証人手数料令3条が正しい」と一貫している。」に訂正せよ。

イ 理由

「公証人が嘘を言った」は特定日I, 特定日J, 特定日K, 特定日L, 特定日Mと一貫して主張している。

請求事項4 「回答内容」欄

ア 趣旨

「嘘の説明をしたという事実関係が確認できませんでした。」を「嘘の説明をしたという事実を確認しました。」に訂正せよ。

イ 理由

相談対応票の添付資料の「申出人提出のメール1」の公証人Bの説明内容について、弁護士等に確認したところ、それらが間違っていると確認できたから。